

「新型コロナウイルス」感染拡大に関するお取り扱いについて

～災害死亡保険金等に規定する「感染症」の範囲拡大について～

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

SOMPOひまわり生命保険株式会社は、災害による死亡等を保障する商品について、新型コロナウイルス感染症を災害死亡保険金等のお支払対象とする等の改正を行います。

1. 改正内容

新型コロナウイルス感染症を原因として、死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、災害死亡保険金等をお支払いします。

<対象保険種類>

対象の保険種類(主契約)	対象の保険種類(特約)
長期傷害保険	災害割増特約
無選択型終身保険	傷害特約
初期災害保障低解約返戻金型通増定期保険	新災害割増特約
払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険	新傷害特約
積立型終身保険	災害死亡特約
5年ごと利差配当付積立型終身保険	
健康祝金付低解約返戻金型終身保険(無選択型)	

また、新型コロナウイルス感染症を原因として支払事由に該当された場合、保険金削減支払法、特定部位・指定疾病不担保法、特定高度障害不担保法などの特別条件が適用されている保険契約について、削減支払や不担保を適用せず、保険金等をお支払いします。

2. 適用時期

2020年2月1日以降に発生した支払事由について適用します。

3. お手続き等

保険金等の請求手続きの際にご提出いただく診断書等に記載されたご病名等でお支払い対象かどうかを確認させていただきます。本改正にあたり、お客さまによる契約変更のお手続きの必要はございません。また、本改正に伴う保険料の変更はありません。

(参考)新型コロナウイルス感染症に関する当社ご契約の特別措置について

当社ホームページにおいて、保険金・給付金の簡易請求や、各種保険料のお取り扱いなど、特別措置に関する情報を掲載しておりますのでご参照ください。

当社公式ホームページ <https://www.himawari-life.co.jp/>



SOMPOひまわり生命保険株式会社